

令和6年5月28日

株式会社エヌケージー代理人
弁護士 福田 浩久 先生
同 伊藤 美香 先生
同 碓 健太郎 先生
同 種田 和彦 先生
同 川西 里奈 先生

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火・水・木曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎 博孝

（申入担当者 弁護士 今井一成）

（電話 095-825-2202）



再申入書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

1 はじめに

本年3月4日付回答書にてご回答くださり、誠にありがとうございました。貴職らからのご回答内容を踏まえまして、以下のとおり再度申し入れ差し上げます。

2 訪問販売実施の有無について

貴職らより、株式会社エヌケージー（以下「貴社」といいます。）は、設立後現在に至るまでも訪問販売は行っていない旨をご回答いただきました。その主な根拠として、貴社はアフターメンテナンスの会社として事業を行っていること等を挙げられています。

この点、「アフターメンテナンスとして訪問し、アフターメンテナンスの役務提供契約を締結した場合は、訪問販売に該当しない」というのが貴職らのご見解であると推察しますところ、たとえアフターメンテナンスであったとしても、消費者の自宅等の「営業所等以外の場所」（特商法2条1項1号参照）にて契約の申込みを受けた場合は、訪問販売に該当します。

よって、貴社がアフターメンテナンスの会社として事業を行っていることは、

貴社が訪問販売をしていないことを裏付ける事情ではありません。

事実、令和5年3月7日付「申入書」に記載しましたとおり、貴社営業員が消費者の自宅を訪問し、工事契約書記載の契約申込みを受けている以上、その場で金銭授受や契約書の取り交わしがなかったとしても、貴社の行為は訪問販売に該当します。

なお、アフターメンテナンスであっても訪問販売に該当することについては、添付の消費者庁作成『特定商取引法違反の訪問販売業者2社に対する業務停止命令（15か月）及び指示並びに当該事業者の役員2名に対する業務禁止命令（15か月）について』をご参照ください。

3 再申入事項

以上のとおり、貴社のご認識内容にかかわらず、実態としては貴社の行為は訪問販売に該当するものです。よって、令和5年3月7日付「申入書」第2-4に記載しました提案事項について、再度ご提案申し上げます。具体的には以下のとおりです。

自宅訪問しての勧誘・打合せにおいて、工事契約書を作成できる程度に役務内容と代金を特定することができる場合には、顧客より契約の申込みがなされているのが通常であると思料します。よって、そのような場合には、特段の事情がない限り、クーリングオフに関する事項等、特定商取引法4条所定事項を記載した申込書面を交付してください。

また、自宅にて契約締結まで至った場合には、同様に同法5条所定の契約書面を交付してください。

そして、上記のような各場合には、クーリングオフに関する事項等、特定商取引法4条又は同法5条所定事項が記載されていない「工事契約書」を使用しないでください。

4 結語

上記再申入事項を踏まえた改善状況につきまして、ご報告くださいますようお願いいたします。ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、本年7月末日までに、書面にてご対応ください。

敬具